

子どもが安心して学べる学校

いじめを許さない学校

思いやり溢れる学校

基本方針

- * 「人間尊重」「生命尊重」の精神を基盤に、一人一人の子どもが安心して学べる学校づくりを進めます。
- * 小規模校の良さを活かした瀬戸谷中学校ならではの教育を進めます。
- * 子どもや保護者、地域から信頼され、愛される学校づくりを進めます。
- * 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした指導とともに、いじめの早期発見、早期対応に努めます。
- * 小学校や地域との連携を深め、思いやりのある自立した生徒を育てます。

【未然防止】

- * 「授業で人を育てる」の理念を基盤にした学習指導を推進する。
- * 毅然とした姿勢で生徒に指導を行う。(是々非々の指導)
- * ふれあいルームの開放、「ほっとタイム」の実施等、相談体制・相談活動の充実を図る。
- * 本校ならではの縦割り活動やピア・サポート活動の積極的な推進を図る。
- * 地域やこども園、小学校との連携を大切に教育活動を積極的に推進する。
- * 道徳、学活等で「人権尊重」「生命尊重」をとりあげて実施する。
- 昨年度の取り組みの評価—
- * 学校生活アンケート「ピア・サポートを意識して生活できている」に対し、7月97%、12月89%の生徒が「できている」と答えた。これらは、生徒会を中心としたピア・サポート活動の推進や小中一貫教育による小学生と中学生の縦割り活動、こ小中の職員で目指す子ども像に向けた共通認識をもった声掛けや接し方などの関わり方を工夫してきた結果だと捉える。

【早期発見】

- * 学校教育活動全てにおいて、「いじめ、人権」というフィルターを通し、常に問題意識を持って子どもの様子を観察する。
- * 定期的(6月、10月)に学校生活アンケートを実施し、悩みを抱える生徒の把握に努めるとともに、早急に個別面談を行う。
- * 週に1回サポート会議(校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援担当、スクールカウンセラー、支援員等参加)を開催し、気になる生徒について情報交換や具体的な支援について協議を行う。
- * 校内相談体制・相談活動の充実を図る。
- * 生徒のみの活動がないように全職員が連携を図る。
- 昨年度の取り組みの評価—
- * 生徒の登校の様子や学校生活の言動に注意して観察することで、生徒の日々の変化を感じ取り、職員間の情報共有を密にして、タイムリーな指導につなげることができた。
- * 学校生活アンケートを定期的実施や、個別面談等を実施することで、悩みを抱える生徒に対して早急に対応することができ、いじめの早期発見及び早期解決へとつなげることができた。また、支援員等を活用して、生徒が相談しやすい雰囲気や体制を整えることができた。

【早期対応】

- * いじめに対して特定の教師が一人で抱え込むことなく、学校全体で情報を共有し、共通理解と対応、役割分担を明確にする。(発見者→関係者→運営委員→全職員)
- * いじめられた生徒、いじめた生徒等に対しては、毅然とした粘り強い指導を行う。(「子どもが安心」P7~P9参照)
- * 当該生徒の保護者に対しては誠意を持った対応を行う。(「子どもが安心」P9~P10参照)
- * 必要に応じて関係機関等との連携を行う。(「子どもが安心」P10~P11)
- 昨年度の取り組みの評価—
- * 昨年度はいじめに該当する事象はなかった。生徒の支援や指導、相談に対して職員で役割分担をして聞き取りを行い、情報を共有したことで、実態の把握や早期解決につながった。また、継続的に聞き取りを行うことで、生徒が安心して生活する環境を整えることができた。

【PTAや地域との連携】

- * いじめ等に対する学校の明確な指導方針や年間計画を示し、必要に応じて関係機関と連携して対応していくことがあることを事前に説明する。
- * 「子どもが安心して学べる学校づくり~いじめに対して家庭で心がける五ヶ条~」をもとに、いじめ防止に関して家庭、地域への啓発を行う。
- * 生徒のピア・サポート活動に対してPTA、地域にも理解、協力を求める。

【児童生徒が自ら考える場・機会の設定】

- * 生徒会が主体となって、いじめ根絶に向けて全校生徒で取り組んだり、全校でピア・サポート活動の積極的な推進を図ったりする。(瀬戸谷小・中ピア・サポートキャラクター『瀬ピア』の活用)
- * 道徳の時間において、「人間尊重・生命尊重」の内容を意図的、計画的に扱ったり、学級活動で人間関係づくりのスキル等を身につけたりする。

【いじめ対策委員会】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、事務主任
主任児童委員
民生児童委員
学校運営協議会委員代表
PTA代表

【職員研修・指導体制】

- * 年度当初に生徒理解研修会を開催し、全校生徒一人一人についての理解に努め、指導の留意点を確認する。
- * 年度当初に、いじめにおける研修会を実施し、いじめの定義等職員で共通理解を図り、より良い支援・指導へと繋げる。
- * 人権に関する研修会を各学期に開催し、教師の言動について振り返り互いに注意喚起する態勢を整える。
- 【取組等の点検】
- * 「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」(文部科学省)、「子どもが安心して学べる学校づくりに向けて」(藤枝市教委)の内容に基づいて点検、修正・改善等を行う。

【関係機関との連携】

- * 生徒指導全般に関すること
→藤枝市教育委員会、教育政策課
- * 養育、虐待に関すること
→子ども・若者支援課、子ども発達支援センター、中央児童相談所、スクールロイヤー、医療関係
- * 非行に関すること→サポートセンター